

【用語】 緑埜郡高山村—藤岡市高山 惣役人—すべての村役人 小前  
—一般の本百姓 篤与—よくよく、念入りに 評談—意見を交換して  
相談すること 退転—一家などが破産して絶えること 振合—あります  
難渋—事が進まないこと、苦しみ、悩み 自今—以後 御地頭所様—こ  
こでは旗本の筒井家をさす 専要—最も大切なこと 衆評—大勢で意  
見を交換すること 入札—村役人を選出する方法、投票 前頭—前に  
記したこと

【解説】 この文書が作成された天保十二年（一八四二）は、幕府の老中  
水野忠邦が、天保飢饉を契機とした領主財政の逼迫や農村の荒廃を立  
て直すことなどを目的とした、いわゆる天保の幕政改革に着手した年  
である。高山村でも断絶する家が相次ぎ、以前は一六〇軒程あつた戸  
数が六〇軒余に減少し、村の疲弊が深刻になつていた。こうした情況  
への対応策として、高山村では村民一同が相談して、それまで九人ほ  
どいた村役人を五人に削減するとともに、名主一人と組頭三人は新た  
に候補者を立て、入札で選出したいと願い出たのである。

後略部分では、ほかに六一人が連印し、村役人九人が奥書している。  
また宛名は「御地頭所様御役人様」とあり、元禄十一年（一六九八）か  
ら高山村を支配した旗本筒井氏へ差し出されたものである。しかし、  
他の文書によれば、高山村では幕末まで名主三人による年番制が採用  
されていたと考えられ、この願書の主旨は聞き届けられなかつたよう  
である。なお、名主の選出については、同一の家が代々世襲する方法、  
数人の代表者が年番で務める方法、入札（選挙）で選ぶ方法などがあつ  
たが、上野国内でも地域によつて違ひがみられた。